

定年制職員退職金支給規程

平成28年4月1日
28（規程）第23号
最終改正 令和5年4月1日
令05（規程）第22号

（目的）

第1条 この規程は、定年制職員就業規程（28（規程）第6号。以下「就業規程」という。）第37条の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）に勤務する定年制職員及び特定年俸制職員規程（30（規程）第43号）第2条第1号に規定する特定年俸制職員（以下併せて「職員」という。）の退職金（退職手当及び弔慰金を指す。）の支給に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給基準）

第2条 退職手当は、職員が退職した場合には、その者に、職員が死亡した場合には、その遺族に支給する。ただし、職員が勤続6月未満で退職した場合は、退職手当は支給しない。

（退職手当の額）

第2条の2 退職手当は、次条から第5条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（退職手当の基本額）

第3条 職員が退職し又は死亡した場合には、退職し又は死亡した日における俸給月額（特定年俸制職員にあつては、特定年俸制職員になった日の前日における俸給月額）に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額を退職手当の基本額として支給する。ただし、各号の合計額が俸給月額の100分の5,500を超えるときは、俸給月額の100分の5,500とする。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100
- (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の140
- (3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の180
- (4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の200
- (5) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

(俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第3条の2 退職した者の基礎勤続期間中に、俸給月額の変額改定(定年制職員給与規程(28(規程)第17号)第15条第1項で掲げる俸給表の改定により当該改定前に受けていた俸給月額が改定されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。)における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前俸給月額に係る変額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前俸給月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定変額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎勤続期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規程の規定等により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる勤続期間に該当するものをいう。

(1) 職員となった日の属する月から退職し又は死亡した日の属する月までの年月数

(2) 第7条の2第1項から第2項、第7条の3第1項から第3項の規定を適用する期間

(退職手当の基本額の増額)

第4条 職員が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定により計算して得た額に退職した日における俸給月額(特定年俸制職員にあつては、退職した日における年俸のうち、俸給に相当する額を12で除して得た額)に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。ただし、特定年俸制職員については、本条第3号は適用しない。

(1) 傷病によりその職に堪えず退職した場合又は死亡した場合

(2) 予算の削減又は組織の改廃により配置転換が困難なため退職させられた場合

(3) 職員が勤続10年以上であつて、かつ、定年により退職した場合又は医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外の職員で60歳に達した日以後の最初の3月31

日以後に退職した場合

- (4) 勤続15年以上であって職務上特に功労のあった者が退職した場合
- (5) 前4号に準ずる特別の事由により退職した者であって、特に増額の必要があると認められた場合

(俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額の変額の特例)

第4条の2 前条の規定を適用する者の基礎勤続期間中に、俸給月額の変額改定以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、減額日における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の特定減額前俸給月額が俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額に加算する額は次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に該当する事由が適用される者は、第3条の2第1項で規定する特定減額前俸給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額
- (2) 前条第1項第3号に該当する事由が適用される者は、以下に掲げるのイ又はロのいずれかの額
 - イ 勤続10年となった日が減額日の前日以前である場合は特定減額前俸給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額
 - ロ 勤続10年となった日が減額日以後である場合は俸給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額
- (3) 前条第1項第4号に該当する事由が適用される者は、以下に掲げるイ又はロのいずれかの額
 - イ 勤続15年となった日が減額日の前日以前ある場合は特定減額前俸給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額
 - ロ 勤続15年となった日が減額日以後である場合は俸給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額
- (4) 前条第1項第5号に該当する事由が適用される者は、別に定める額

(退職手当の基本額の変額)

第5条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第3条又は第3条の2の規定により計算して得た額から当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 自己都合による退職（出産若しくは婚姻又は前条の規定に該当する場合をのぞく。）
- (2) 勤務成績が著しく不良のための退職
- (3) 第6条第1項第1号に規定する事由に準ずる事由による退職

(退職手当の基本額の減額の特例)

第5条の2 職員が科学技術企業年金基金（以下「年金基金」という。）の加入者である期間（特定年俸制職員である期間を除く。以下「加入者期間」という。）15年以上で退職し、又は死亡した場合には、第3条又は第3条の2の規定により計算して得た額から、加入者期間を勤続期間とみなして当該各条の規定により計算して得た額（以下「対象額」という。）に次の各号に掲げる勤続期間（加入者期間を勤続期間とみなした場合における当該勤続期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額算出の基礎となる俸給月額又は特定減額前俸給月額が年金基金の基準給与の最高限度額を超えるときは、その最高限度額をもって俸給月額又は特定減額前俸給月額とする。この場合において、退職又は死亡した月の前月（退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前1年以内に基準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職又は死亡した月の前月（退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前1年間の各月における基準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって基準給与の最高限度額とみなす。

(1) 勤続期間が15年の場合にあっては、100分の1.5の割合

(2) 勤続期間が15年を超え30年までの場合にあっては、100分の1.5に15年を超える勤続期間1年につき100分の0.1を加えた額

(3) 勤続期間が30年を超える場合にあっては、100分の3の割合

2 年金基金の加入者であったことにより既に退職手当の減額を受けた者に対し、再び退職手当を支給する場合の減額は、前項の規定により勤続期間とみなした全期間について算出される減額すべき額から、次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。

(1) 再び支給する退職手当の額の算出の基礎となる俸給月額（この場合において、前項ただし書きを準用する。）に基づいて、既に減額を受けた勤続期間について算出される対象額

(2) 既に減額を受けた勤続期間に対応する前項各号の割合

3 前2項に規定する勤続期間の計算に当たって1年未満の月数が生じた場合は、これを計算の基礎としない。

4 この条の規定による減額は、第3条又は第3条の2の規定により支給する退職手当の額を限度とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 機構の業務運営上やむを得ない事情により退職した定年制職員又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した定年制職員のうち、就業規程第31条に規定する退職の日（以下「定年退職日」という。）から6月前までに退職した者であって、その勤続

期間が25年以上であり、かつその年齢が50歳以上である者に対する第3条、第4条、第5条の2及び第8条の規定の適用については、当該各条中「俸給月額」は、「俸給月額及び俸給月額に現に退職した日と定年退職日における期間1年につき俸給月額に100分の3を乗じて得た額の合計額」に読み替えるものとする。

- 2 機構の業務運営上やむを得ない事情により退職した特定年俸制職員又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した特定年俸制職員のうち、定年退職日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間（特定年俸制職員であった期間を含む。）が25年以上であり、かつその年齢が50歳以上である者に対する第3条の規定の適用については、「特定年俸制職員になった日の前日における俸給月額」を、第5条の2の規定の適用については、「俸給月額」を、それぞれ「特定年俸制職員になった日の前日における俸給月額に現に退職した日と定年退職日における期間1年につき当該俸給月額に100分の3を乗じて得た額の合計額」に読み替えるものとし、第4条及び第8条の規定の適用については、「退職した日における年俸のうち、俸給に相当する額を12で除して得た額」を、「退職した日における年俸のうち、俸給に相当する額を12で除して得た額に現に退職した日と定年退職日における期間1年につき当該俸給に相当する額を12で除して得た額に100分の3を乗じて得た額の合計額」に読み替えるものとする。
- 3 前2項において、現に退職した日と定年退職日における期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は、切り捨てる。
- 4 第1項の適用となる者に対する第3条の2の適用については、当該条中「俸給月額及び俸給月額に現に退職した日」は、「特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に現に退職した日と定年退職日における期間1年につき減額前本給月額に100分の3を乗じて得た額の合計額」、「俸給月額」は「俸給月額及び俸給月額に現に退職した日と定年退職日における期間1年につき俸給月額に100分の3を乗じて得た額の合計額」にそれぞれ読み替えるものとする。

（退職手当の調整額）

第5条の4 退職又は死亡した職員に対する退職手当の調整額は、その者の職員として引き続きいた期間の初日の属する月からその者の職員として引き続きいた期間の末日の属する月までの各月（休職（機構の都合による休職を除く。）、停職、育児休業又は配偶者同行休業等により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日があった月を除く。）、特定年俸制職員であった月（定年制職員であった日があった月を除く。以下「休職月等」という。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の調整月額表の職務の級の欄に掲げる各級に応じて定める調整月額の欄の額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

調整月額表

職員の区分	職務の級	調整月額
第1号	一 研究職・技術職・事務職俸給表の適用を受けていた者 でその属する職務の級が9級であったもの 二 医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの	70,400 円
第2号	一 研究職・技術職・事務職俸給表の適用を受けていた者 でその属する職務の級が8級であったもの 二 医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理職員手当2種以上を受けていたもの	65,000 円
第3号	一 研究職・技術職・事務職俸給表の適用を受けていた者 でその属する職務の級が7級であったもの 二 医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち管理職員手当5種以上を受けていたもの	59,550 円
第4号	一 医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。） 二 医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの 三 医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの	54,150 円
第5号	一 研究職・技術職・事務職俸給表の適用を受けていた者 でその属する職務の級が6級であったもの 二 医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 三 医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの 四 医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの	43,350 円
第6号	一 医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長の定めるもの	32,500 円

	二 医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち理事長の定めるもの 三 医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの	
第7号	一 研究職・技術職・事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの 二 医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第1号に掲げる者を除く。） 三 医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。） 四 医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの	27,100 円
第8号	一 研究職・技術職・事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 二 医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長の定めるもの 三 医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長の定めるもの又は3級若しくは4級であったもの 四 医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長の定めるもの又は3級であったもの	21,700 円
第9号	その他	零

2 退職又は死亡した職員の職員として引き続いた期間に第7条の2第1項及び第2項に規定する期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項に規定する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 第7条各号に該当する期間により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。）退職又は死亡した職員が属していた職員の区分が同一の休職月等がある

休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職又は死亡した職員が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (2) 第7条第4号に該当する育児休業期間により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあつた休職月等 退職又は死亡した職員が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職又は死亡した職員が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第7条第5号及び第6号に該当する期間のあつた休職月等 当該休職月等

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した職員のうち自己都合による退職者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいい、定年により退職した特定年俸制職員を含む。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上25年未満のもの

職員の区分の第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、職員の区分の第8号に掲げる職員の区分にあつては調整月額を零として、同項の規定を適用して計算した額

- (2) 退職した職員のうち自己都合による退職者以外のものでその勤続期間が5年未満のもの

前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- (3) 自己都合による退職者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの

第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- (4) 自己都合による退職者でその勤続期間が10年未満のもの

零

5 退職又は死亡した職員が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

6 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の勤続期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職金の支給制限)

第6条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構業務に対する国民の信頼に及ぼす影響等を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 就業規程第47条の規定による懲戒解雇処分及び諭旨解雇処分（以下「懲戒解雇等処分」という。）を受けて退職をした者

(2) 禁固以上の刑に処せられたことによる退職をした者

2 前項の規定による退職金の支給制限を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支給制限を受けるべき者に通知する。

（勤続期間の計算）

第7条 退職手当の算定の基準となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し又は死亡した日の属する月までの年月数による。ただし、当該期間のうちに次の各号に該当する期間がある月（現実に職務につくことを要する日のあった月を除く。）が1以上あった場合は、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については、その月数の3分の1に相当する月数。特定年俸制職員であった期間（定年制職員であった日のあった月を除く。）については、全期間。1月未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）を勤続期間から除算する。

(1) 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間

(2) 停職期間

(3) 私傷病による休職期間

(4) 育児休業期間

(5) 配偶者同行休業期間

(6) 特定年俸制職員であった期間

(7) その他別に定める特別の事由に該当する期間

（勤続期間の計算等の特例）

第7条の2 職員のうち、機構の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が機構の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務

員等」という。)となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の勤続期間の計算については、先の職員としての勤続期間の始期から後の職員としての勤続期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた勤続期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた勤続期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた勤続期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ引き続いて国家公務員等となった場合においては、第2条の規定にかかわらず退職金は支給しない。
- 4 国等の機関に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の勤続期間の計算については、職員としての勤続期間はなかったものとみなす。

(中期目標管理法人及び国立研究開発法人等の役職員との在職期間の通算)

第7条の3 職員が、引き続いて他の中期目標管理法人及び国立研究開発法人、国立大学法人、地方独立行政法人、及び大学共同利用機関法人(以下「他の独立行政法人等」という。)の役職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の独立行政法人等の退職金に関する規定によりその者の当該他の独立行政法人等における役職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職金は、支給しない。

- 2 職員としての引き続いた在職期間には、他の独立行政法人等の役職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の独立行政法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、他の独立行政法人等の役職員としての退職金を支給されて退職した者(不支給事由に該当するために退職金を支給されなかった者を含む。)については、当該退職日以前の期間を在職期間に含まないものとする。
- 3 他の独立行政法人等を退職し、退職日又はその翌日に機構の職員に採用される者について、職員として採用するときに理事長が特に必要と認めた時は、他の独立行政法人等に在職していた期間を限度として、当該職員の退職金の在職期間に加算できるものとする。
- 4 前項の退職金の支給については、他の独立行政法人等と必要に応じて、協議するものとする。

(弔慰金)

第8条 職員が死亡した場合においては、その者が死亡した日における俸給月額(特定年

俸制職員にあつては、死亡した日における年俸のうち、俸給に相当する額を12で除して得た額)に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金としてその遺族に支給する。

(退職金の支払)

第9条 この規程による退職金は、その全額を、現金で、直接この規程の定めるところによりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、退職金支払いの際に控除する。

(1) 法令で定められたもの

(2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項に規定する労使協定により定められたもの

2 前項の規定にかかわらず、支給を受けるべき者の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法、若しくは銀行その他の金融機関によって振り出された当該銀行その他の金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うものとする。

3 退職金は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職金の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条及び第8条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計をともにしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。

3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職金の支払の差止め)

第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職金の支払を差し止めるものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、当該退職をした者が、採用から退職まで通算（出向期間を含む。）した在職期間（以下「基礎在職期間」という。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職金が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職金の支払を差し止めることができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は機構がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職金を支払うことが、機構業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 機構が、当該退職をした者について、当該退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職金の支払を差し止めることができる。

4 第1項又は第2項の規定による支払差止を行い、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止の目的に反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

- (2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁固以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による退職金の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から六月を経過した場合
- (3) 当該支払差止を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による退職金の支給制限を受けることなく、当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止を行い、当該支払差止を受けた者が次条第2項の規定による退職金の支給制限を受けることなく当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職金の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 第6条第2項の規定は、退職金の支払差止について準用する。

(退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職金の支給制限)

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第6条第1項に規定する退職をした場合の退職金の額との権衡を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁固以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、再雇用嘱託等に対する懲戒解雇等処分を受けたとき。
- (3) 機構が、当該退職をした者（再雇用嘱託等に対する懲戒解雇等処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、第6条第1項の規定を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 3 第1項第3号又は前項の規定による退職金の支給制限を行おうとするときは、当該支給制限を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第6条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による退職金の支給制限について準用する。
- 5 支払差止に係る退職金に関し第1項又は第2項の規定により当該退職金の一部を支給しないときは、当該支払差止は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職金の返還)

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る退職金が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第6条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用嘱託等に対する懲戒解雇等処分を受けたとき。
 - (3) 機構が、当該退職をした者（再雇用嘱託等に対する懲戒解雇等処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による退職金の返還請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 第1項の規定による退職金の返還請求を行おうとするときは、当該返還請求を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第6条第2項の規定は、第1項の規定による退職金の返還請求について準用する。

(遺族の退職金の返還)

第14条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職金が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第6条第1項で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 第6条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による退職金の返還請求について準用する。

(退職金受給者の相続人からの退職金相当額の返還)

- 第15条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職金が支払われた後において、当該退職金の支払を受けた者（以下この条において「退職金の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第13条第1項又は前条第1項の規定による退職金の返還請求を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、機構が、当該退職金の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、機構は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
- 2 退職金の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条第3項又は前条第2項の規定による意見聴取の通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による退職金の返還請求を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
- 3 退職金の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
- 4 退職金の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による退職金の返還請求を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

- 5 退職金の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用嘱託等に対する懲戒解雇等処分を受けた場合において、第13条第1項の規定による退職金の返還請求を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用嘱託等に対する懲戒解雇等処分を受けたことを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
- 6 前各項の規定による退職金の返還請求に基づき納付する金額は、第6条第1項に規定する事情のほか、当該退職金の受給者の相続財産の額、当該退職金の受給者の相続人の生計の状況等の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職金の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第6条第2項及び第13条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による退職金の返還請求について準用する。

(退職金審査会への諮問)

- 第16条 第12条第1項第3号若しくは第2項、第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による退職金の支給制限等（以下この条において「退職金の支給制限等」という。）を行おうとするときは、別に定める退職金審査会に諮問する。
- 2 退職金審査会は、第12条第2項、第14条第1項又は前条第1項から第5項の規定による退職金の支給制限又は返還請求を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該支給制限又は返還請求を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 3 退職金審査会は、必要があると認める場合には、退職金の支給制限等に係る事件に関し、当該支給制限等を受けるべき者又は機構にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。
 - 4 退職金審査会は、必要があると認める場合には、退職金の支給制限等に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(端数の処理)

- 第17条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(俸給月額)

第2条 施行日前日において国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）に在籍しており、平成28年4月1日以降引き続き機構の職員となった者の退職手当の算定に用いる俸給月額は、定年制職員給与規程（28（規程）第17号）附則第3条第1項の規定に定める額は含まないものとする。

(調整率)

第3条 当分の間、第3条の規定により計算する退職手当の基本額は、同条の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。

(経過措置)

第4条 施行日前日において国立研究開発法人放射線医学総合研究所（以下「旧研究所」という。）に在籍しており、平成28年4月1日以降引き続き機構の職員となった者の退職手当の算定については、平成32年3月31日までの間においては下記のとおり取り扱う。

退職時期	退職手当算定方法
平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	規程により算出した額から、規程により算出した額と、施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、国立研究開発法人定年制職員退職手当規程（以下、「従前の規程」という。）により算定した額の差額の5分の4を減ずる。
平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	規程により算出した額から、規程により算出した額と、施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、従前の規程により算定した額の差額の5分の3を減ずる。
平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	規程により算出した額から、規程により算出した額と、施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、従前の規程により算定した額の差額の5分の2を減ずる。

平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日	規程により算出した額から、規程により算出した額と、施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、従前の規程により算定した額の差額の5分の1を減ずる。
------------------------------	---

(機構の成立の日の前日に旧研究所及び原子力機構の職員であったものから機構の成立の日に引き続き職員となった者)

第5条 機構の成立の際、旧研究所及び、原子力機構から引き継がれた職員の在職期間は、機構の職員として在職したものとみなし、勤続期間に通算する。

第6条 機構の成立の際、旧研究所及び原子力機構から引き継がれた職員における平成28年3月31日以前の期間における第5条4項に規定する退職手当の調整額の算定は、旧研究所及び原子力機構在籍時の職務の級及び職責手当(準ずる手当を含む。)により旧研究所定年制職員退職手当規程第13条及び原子力機構職員退職金支給規程第5条の4を準用する。

附 則 (平成28年10月1日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

(加入者期間の経過措置)

第2条 第5条の2第1項の加入者期間は、施行日の前日において科学技術厚生年金基金(以下「旧基金」という。)の加入員であった者については、旧基金における加入員であった期間を通算した期間とする。

附 則 (平成30年3月23日 29(規程)第93号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年3月23日から施行する。

(調整率)

第2条 当分の間、第3条の規定により計算する退職手当の基本額は、同条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

附 則 (平成31年1月1日 30(規程)第45号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 31（規程）第6号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日 令03（規程）第24号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日 令05（規程）第22号）
（施行期日）
第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（職員（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員を除く）が60歳に達した日後の最初の4月1日以後に退職した者に対する退職手当の調整額）

第2条 第2条 当分の間、定年制職員給与規程（28（規程）第62号）附則（令和5年4月1日 令05（規程）第21号）第2条第1項及び第3条第1項の規定が適用された職員の以下に掲げる期間の退職手当の調整額は、第5条の4調整月額表に掲げる職員の区分の第8号を適用する。

（1）定年制職員給与規程（28（規程）第62号）附則（令和5年4月1日 令05（規程）第21号）第2条第1項が適用された職員は、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の期間

（2）定年制職員給与規程（28（規程）第62号）附則（令和5年4月1日 令05（規程）第21号）第3条第1項が適用された職員は、管理監督職勤務上限年齢到達後の職員を引き続き同一の管理監督職として勤務させる場合の取扱細則（令05（細則）第21号）第2条各号の規定の適用除外となった日以後の期間